電子指示書システムに関する Q&A(販売店)

利用申請編

1.	全般		.3
	問 1-1.	電子指示書システムとは何ですか。	.3
	問 1-2.	スマートフォン、パソコンから利用できますか。	.3
	問 1-3.	システムに対応している端末の動作環境を教えてください。	.3
	問1-4.	アプリストアからダウンロードする必要はありますか。	
	問 1-5.	システムの利用料金はかかりますか。	
	問 1-6.	システムの開始はいつからですか。	.4
	問 1-7.	アカウント配布申請について、同一人物(管理薬剤師ではない者)が複数の店舗でア	'力
		ウント利用者として登録する事は可能でしょうか。	.4
	問 1-8.	紙で届いた指示書をシステムに登録することはできますか。	.4
	問 1-9.	店舗では店舗販売業許可証を所有しているものの、本社では店舗販売業許可証を	所
		有していません。本社がシステムを利用することはできますか。	.4
	問 1-10.	小動物の動物病院や、牛、豚、鶏以外の産業動物を診療している動物病院にシステ	<u>-</u> ل
		の利用を勧めてもいいですか。	.4
	問 1-11.	今後の指示書自体は、紙媒体と電子媒体とが混在するとの認識で良いですか。あく	. .
		で畜産農家と診療所、販売店の枠組みについてを電子媒体に移管するのが目的で	: :
		ょうか。	.4
	問 1-12.	指示書の確認画面で「承認」をクリックした時点でのデータが国の分析統計用データ	'lこ
		利用されるということでしょうか。又は、販売業者において帳簿を作成した分までか)"、
		国の分析統計用データになるのでしょうか。	.5
2.	初回和	利用申請	.5
	問 2-1.	G ビズ ID とは何ですか。	.5
	問 2-2.	G ビズ ID プライムの取得に必要なものは何ですか。	.5
	問 2-3.	所属する組織の代表者でなくても、G ビズ ID を取得する必要はありますか。	.5
	問 2-4.	G ビズ ID エントリーでアカウントを登録してしまいました。プライムに変更するに	:lt
		どうすればよいですか。	.5
	問 2-5.	eMAFF ID とは何ですか。	.5
	問 2-6.	メールアドレスは職場で共用で使用しているものでもよいですか。	.6
	問 2-7.	提出書類を持参してもよいですか。	.6
	問 2-8.	審査者アカウントとは何ですか。	.6
3.	アカウ	ウントの追加、廃止	.6
	問 3-1.	組織の人員に変更があり、組織に配布されている利用者アカウントを追加、廃止し	た
		いです。どうすればよいですか。	.6
	問 3-2.	登録している販売店名(従業員の eMAFF ID、メールアドレス、従業員氏名)を変更	Ī٠

	たいのぐすかとつすればいいぐすか。	6
問 3-3.	代表者が交代するので代表者情報を変更したいのですが、どうすればよいですが	ነ ം.6
問 3-4.	店舗を廃止する際、どのようにすればいいですか。	7
問 3-5.	店舗が移転する際、どうすればいいですか。	7
問 3-6.	店舗をすでにアカウントを取得している別店舗へ統合する際、どうすればいいで	すか。
		8
問 1.	ログインができません。	9
問 2.	農場 ID や診療所 ID はどのようにして知ればよいですか。	9
問3.	ID はすべての診療所や農場に割り振られているのですか。	9
問 4.	取引先から販売店 ID を教えて欲しいと言われました。 どこで知ることができ	きます
	か。	9
問 5.	紐づけ(農場)依頼を行おうとするとエラーになります。	9
問 6.	紐づけ(診療所)依頼を行おうとするとエラーになります。	10
問 7.	紐づけ(農場・診療所)依頼を行おうとするとエラーになります。	10
問8.	どのような通知をどのようなときに受信する可能性があるのでしょうか。	11
問 9.	ファイルのダウンロードができません。	11
問 10.	ステータスが「生産者・販売店確認待ち」の指示書があるのですが、内容の詳細を	を見ら
	れず、承諾も出来ません。	11
問 11.	システム上で「帳簿入力」をすることは必須ですか。	11
問 12.	写しとして指示書を紙で保存したいです。	12
問 13.	「生産者・販売店確認待ち」になっていた指示書が画面から消えたのはなぜで	すか。
		. 12
問 14.	システムの操作は薬剤師がやらなくてはいけないか。	12
問 15.	差し戻しした指示書が表示されなくなりました。履歴を閲覧したいです。	12
問 16.	指示書の確認画面で、誤って「承認」してしまった場合の取り消しは可能でしょ	うか。
		12
問 17.	帳簿に登録する数量は指示書通りでなくともよいでしょうか。	12
問 18.	販売完了日が未来日で設定できますが、エラー表示などは出ないのですか。	13
問 19.	帳簿に登録する数量は指示書通りでなくともよいでしょうか。	13
問 20.	販売完了登録後に、返品を受けた場合は、電子指示書システム内でどのように欠ける。	処理し
	たらよいですか。また、システム内で、返品処理をしないことで、国における販売	是集
	計に差が生じるでしょうか。	13
問 21.	獣医師により指示書が発行された商品がサンプルとして提供された場合にはと	ごのよ
	うなシステム処理をする必要はありますでしょうか。	13

利用申請編

1. 全般

問1-1. 電子指示書システムとは何ですか。

安全な国産畜産物を安定的に供給するためには、生産性向上の足かせとなる家畜・家きんの疾病を予防し、我が国の「飼養衛生管理」の向上を図っていく必要があります。令和 6 年度より飼養衛生管理等支援システムの運用が開始されました。

この飼養衛生管理等支援システムの機能の一つとして、電子指示書システムが開発されました。 現在、獣医師が要指示医薬品を処方する際に紙の「指示書」を作成して生産者や販売店とやりと りをしており、手続きが煩雑となっています。電子指示書システムは、この指示書に基づく動物 用医薬品の投薬業務をデジタル化し、システム内で業務を行うことが可能となります。これによ り、業務の効率化が期待されます。詳しくは農水省 WEB ページ (https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html)をご覧 ください。

問1-2. スマートフォン、パソコンから利用できますか。

パソコンからご利用可能です。スマートフォン、タブレットからでもシステム画面を閲覧することは可能ですが、<u>販売店様向けのアカウントではパソコンからの利用を前提とした仕様</u>としています。また、スマートフォン、タブレットからのご利用は動作環境の対象外となっておりますので、パソコンからご利用ください。

問1-3. システムに対応している端末の動作環境を教えてください。

対応端末は以下のとおりです。OS、ブラウザは最新バージョンにアップデートされていることが 前提ですのでご注意ください。また、サポート終了端末は対象外となります。

PC(Windows 11)

・OS:Windows 11、ブラウザ:Google Chrome または Microsoft Edge

問1-4. アプリストアからダウンロードする必要はありますか。

アプリストアには掲載されておりませんのでダウンロードする必要はありません。システムの WEB サイトからご利用いただけます。

なお、スマートフォンでオフライン操作を行う場合、事前にシステムの WEB サイトからアプリをインストールする必要があります。また、パソコンの場合は、アプリのインストールの有無に関わらず オフライン 操作が可能です。詳しくは農水省の WEB ページ (https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html)に掲載の操作マニュアルをご確認ください。

問1-5. システムの利用料金はかかりますか。

無料でご利用いただけます(システムの利用にかかる通信料はご自身の負担となります)。

問1-6. システムの開始はいつからですか。

2025年4月1日から開始予定です。

問1-7. アカウント配布申請について、同一人物(管理薬剤師ではない者)が複数の店舗でアカウント利用者として登録する事は可能でしょうか。

可能です。店舗ごとに異なるアカウント ID を発行いたしますので、ログイン後に表示されるアカウント選択画面で、店舗の ID をプルダウンから選択してください。

問1-8. 紙で届いた指示書をシステムに登録することはできますか。

紙で届いた指示書をシステムに登録できるのは、都道府県、家畜保健衛生所のみとなっております。

問1-9. 店舗では店舗販売業許可証を所有しているものの、本社では店舗販売業許可証を所有していません。本社がシステムを利用することはできますか。

本システムでご利用いただける販売店は、店舗販売業許可証を所有している販売店店舗のみです。

問1-10.小動物の動物病院や、牛、豚、鶏以外の産業動物を診療している動物病院にシステム の利用を勧めてもいいですか。

本システムの対象は畜産分野(牛、豚、鶏)のため、システムで作成できる指示書は牛、豚、鶏のみです。したがって、小動物の動物病院では利用することができません。また、牛、豚、鶏以外の産業動物を診療している動物病院では、診療対象に牛、豚、鶏のいずれかが含まれている場合はシステムを利用することが可能ですが、含まれていない場合は利用することができません。

問1-11.今後の指示書自体は、紙媒体と電子媒体とが混在するとの認識で良いですか。あくまで畜産農家と診療所、販売店の枠組みについてを電子媒体に移管するのが目的でしょうか。 紙媒体と電子媒体の両方で指示書を運用いたします。

畜産分野を対象として電子媒体でも指示書を運用し、獣医師、生産者、販売店の皆様の業務負

担を軽減するとともに、全国の指示書のデータを集計、分析し飼養衛生管理の向上につなげることが目的です。

問1-12.指示書の確認画面で「承認」をクリックした時点でのデータが国の分析統計用データに 利用されるということでしょうか。又は、販売業者において帳簿を作成した分までが、国の 分析統計用データになるのでしょうか。

その通りです。一方で、帳簿機能につきましては、販売店様でご利用いただくものであり、分析 統計のデータとしては利用しません。

2. 初回利用申請

問2-1. G ビズ ID とは何ですか。

G ビズ ID は、1つの ID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。農林 水産省共通申請サービス(eMAFF)の利用には G ビズ ID のアカウント取得が必要です。詳しく は G ビズ ID の WEB サイト(https://gbiz-id.go.jp/top/)をご確認ください。

問2-2. G ビズ ID プライムの取得に必要なものは何ですか。

G ビズ ID の WEB サイト(https://gbiz-id.go.jp/top/)をご確認ください。

問2-3. 所属する組織の代表者でなくても、G ビズ ID を取得する必要はありますか。

組織の代表者以外の方は、<u>電子指示書システムの利用申請を目的として</u> <math>G ビズ ID を取得する必要はございません。

問2-4.G ビズ ID エントリーでアカウントを登録してしまいました。プライムに変更するにはどうすればよいですか。

G ビズ ID エントリーにログインした後に表示されるマイページより、G ビズ ID プライムに変更する申請を行うことができます。

ログイン画面(https://gbiz-id.go.jp/oauth/login)よりログインして申請を行ってください。

問2-5. eMAFF ID とは何ですか。

農林水産省共通申請サービス(通称 eMAFF)のアカウントを取得する際に発行される ID です。G ビズ ID を取得した際の ID(メールアドレス)と同一のものが eMAFF ID として登録されます。詳しくは eMAFF の WEB サイト(https://e.maff.go.jp/GuestPortal)をご確認

ください。

問2-6. メールアドレスは職場で共用で使用しているものでもよいですか。

共用使用しているメールアドレスは登録に使わないでください。所属組織で使用している個人 メールアドレスを登録してください。

問2-7. 提出書類を持参してもよいですか。

持参は受け付けておりませんので、メールか郵送でご提出ください。

問2-8. 審査者アカウントとは何ですか。

診療所、販売店のシステム利用者に配布される eMAFF ID アカウントの名称です。アカウント発行手続きの関係でユーザ区分が審査者となっておりますが、何かを審査するわけではございません。

3. アカウントの追加、廃止

問3-1. 組織の人員に変更があり、組織に配布されている利用者アカウントを追加、廃止したいです。どうすればよいですか。

アカウント追加、廃止申請書に必要事項を記入し、薬剤耐性対策班までメールまたは郵送で提出してください。アカウント追加、廃止申請書は、農水省 WEB ページ (https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html)よりダウンロードできます。

問3-2. 登録している販売店名(従業員の eMAFF ID、メールアドレス、従業員氏名)を変更したいのですがどうすればいいですか。

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬剤耐性対策班までメールないしお電話に てお問い合わせください。

メール:denshishijisho admin@maff.go.jp

電話: 03-3502-8097(直通)

問3-3. 代表者が交代するので代表者情報を変更したいのですが、どうすればよいですか。

a. 【法人代表者の場合】

G ビズ ID プライムを保有している法人の代表者が交代する場合は、新しい代表者が G ビズ ID プライムアカウントを取得し、マイページから同一法人番号のアカウント情報を承継していただく

必要がございます。農水省共通申請サービス(eMAFF)上で、前の代表者名義で申請していた申請情報を新しい代表者のアカウントに紐付けを行いますので、詳しい操作方法は eMAFF 窓口(https://e.maff.go.jp/Inquiry)へお問合せください。

また、新しい代表者がシステムのアカウントは所有している場合は、システムの利用申請は不要です。システムのアカウントを所有していない場合は、利用申請をする必要があります。

b. 【個人事業主の場合】

G ビズ ID や eMAFF で何らかの申請中の場合、申請処理に影響がでる可能性があります。恐れ入りますが、eMAFF 窓口に問い合わせいただきますようお願いいたします。

問3-4. 店舗を廃止する際、どのようにすればいいですか。

アカウント追加、廃止申請書に廃止するアカウントの情報を記入し、店舗自体を廃止することを申し添えて薬剤耐性対策班までメールまたは郵送で提出してください。アカウント追加、廃止申請書は、、農水省WEBページ(https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html)よりダウンロードできます。

なお、本システム上に販売後2年以内の帳簿を保管している場合、帳簿を出力の上別途保管するようお願いいたします。

問3-5. 店舗が移転する際、どうすればいいですか。

店舗の所在地の変更及び店舗名の変更を行い、引き続き同じアカウントでの使用をご希望の場合、以下の必要事項を農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬剤耐性対策班までメールないしお電話にてご連絡ください。

メール:denshishijisho_admin@maff.go.jp

電話: 03-3502-8097(直通)

必要事項

- ・移転を希望する店舗の名称
- ・移転後の店舗の名称及び住所
- ・移転後の店舗の動物用医薬品店舗販売業許可証の写し(取得後の提出で構いません)
- ・移転する日付

問3-6. 店舗をすでにアカウントを取得している別店舗へ統合する際、どうすればいいですか。

現在の店舗で使用している診療所、生産者アカウントとの紐づけ設定、受付済みの指示書及び 入力済みの販売記録データを移転先店舗のアカウントに移行することをご希望の場合、以下の 必要事項を農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬剤耐性対策班までメールないしお 電話にてご連絡ください。

メール:denshishijisho_admin@maff.go.jp

電話: 03-3502-8097(直通)

必要事項

- ・統合元の店舗の名称
- ・統合先の店舗の名称
- ・統合する日付

操作編

問1. ログインができません。

本システムをご利用の際は、少なくとも一度は共通申請サービスにログインしていただく必要があります。まだログインしていない場合は、操作マニュアルの「1-1. eMAFF ログイン」を参照し、必要な操作を行ってください。操作マニュアルは、農水省 WEB ページ (https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html)よりダウンロードできます。

問2. 農場 ID や診療所 ID はどのようにして知ればよいですか。

農場 ID や診療所 ID は、取引先の各農場・診療所にお問合せください。

問3. ID はすべての診療所や農場に割り振られているのですか。

農場 ID は共通申請サービスで全ての農場台帳に割り振られております。診療所 ID 及び販売店 ID は本システムにて全ての組織に割り振られます。

問4. 取引先から販売店 ID を教えて欲しいと言われました。どこで知ることができますか。

販売店 ID は「販売店情報確認」画面の「販売店情報」タブに表示されています。 「販売店情報確認」画面はメニューのユーザ名が表示されている部分を押下して、「販売店情報」を押下することで遷移できます。 「販売店情報確認」画面に表示されていない場合、操作マニュアルの「2-1. 販売店情報の登録」を参照し、販売店の情報を入力してください。

問5. 紐づけ(農場)依頼を行おうとするとエラーになります。

既に依頼が存在する場合、または既に紐づけ設定済みの場合はエラーになります。

- a. 【エラーメッセージ:「入力された農場から既に依頼されており、あなたの販売店の承諾待ちです。」が表示される場合】
 - 本マニュアルの「4-3. 送付先(販売店)承諾」を参照し、必要な操作を行ってください。
- b. 【エラーメッセージ:「入力された農場へ既に依頼しており、承諾待ちです。」が表示される場合】
 - 既に依頼を行っている相手に同一の依頼を行うことはできません。相手の承諾をお待ちください。
- c. 【エラーメッセージ:「{診療所名}からあなたの販売店と農場へ既に依頼しており、農場の承諾待ちです。」が表示される場合】
 - 紐づけ(農場・販売店)依頼では農場が承諾するまで販売店は該当の依頼を確認できません。 農場が承諾した際に通知が送付されますので、それまでお待ちください。

d. 【エラーメッセージ:「{診療所名}からあなたの販売店と農場へ既に依頼しており、あなたの販売店の承諾待ちです。」が表示される場合】 操作マニュアルの「4ー2、紐づけ(農場・販売店)承諾」を参照し、必要な操作を行ってくださ

را_ه

e. 【エラーメッセージ:「入力された診療所は既に設定済みです。」が表示される場合】 既に紐づけ設定が完了しています。特に何もする必要はありません。

問6. 紐づけ(診療所)依頼を行おうとするとエラーになります。

既に依頼が存在する場合、または既に紐づけ設定済みの場合はエラーになります。

a. 【エラーメッセージ:「入力された診療所から既に依頼されており、あなたの販売店の承諾待ちです。」が表示される場合】

操作マニュアルの「4-1.送付先(販売店)承諾」を参照し、必要な操作を行ってください。

b. 【エラーメッセージ:「入力された診療所へ既に依頼しており、承諾待ちです。」が表示される場合】

既に依頼を行っている相手に同一の依頼を行うことはできません。相手の承諾をお待ちください。

c. 【エラーメッセージ:「入力された診療所は既に設定済みです。」が表示される場合】 既に紐づけ設定が完了しています。特に何もする必要はありません。

問7. 紐づけ(農場・診療所)依頼を行おうとするとエラーになります。

既に依頼が存在する場合、または既に紐づけ済みの場合はエラーになります。

a. 【エラーメッセージ:「農場から診療所へ既に依頼しており、診療所の承諾待ちです。」が表示 される場合】

既に農場から診療所に依頼が行われており、新たに依頼を行うことができません。診療所の 承諾をお待ちください。

b. 【エラーメッセージ:「診療所から農場へ既に依頼しており、農場の承諾待ちです。」が表示される場合】

既に診療所から農場に依頼が行われており、新たに依頼を行うことができません。農場の承 諾をお待ちください。

c. 【エラーメッセージ:「入力された農場・診療所へ既に依頼しており、承諾待ちです。」が表示 される場合】

既に依頼を行っている相手に同一の依頼を行うことはできません。相手の承諾をお待ちください。

- d. 【エラーメッセージ: 「他の販売店から農場・診療所へ既に依頼済みです。」が表示される場合】 既に他の販売店が依頼を行っている相手に同一の依頼を行うことはできません。相手の承 諾をお待ちください。
- e. 【エラーメッセージ:「入力された農場・診療所は既に設定済みです。」が表示される場合】

既に紐づけ設定が完了しています。特に何もする必要はありません。

問8. どのような通知をどのようなときに受信する可能性があるのでしょうか。

以下の通知を受信する可能性があります。

- a.【〇〇承諾依頼】
 - →対応が必要な依頼を受けた際に通知が届きます。
- b. 【指示書送付通知】
 - →送付先にあなたの販売店が指定された指示書を、生産者が承諾した際に通知が届きます。
- c. 【〇〇承諾依頼結果】
 - →依頼が承諾または却下された際に通知が届きます。

問9. ファイルのダウンロードができません。

利用者の環境によっては、セキュリティ設定やポリシーによりファイルのダウンロードが制限されている場合があります。この場合、以下の手順をお試しください。

①ブラウザの設定を確認

ブラウザのポップアップブロック機能により、ファイルのダウンロードがブロック される場合があります。ブラウザの設定をご確認の上、ポップアップブロックを解除してくださ い。

②セキュリティソフトの設定を確認

使用しているセキュリティソフトの設定でダウンロードが制限されている可能性があります。セキュリティソフトの設定をご確認の上、制限を解除してください。

③ネットワークの設定を確認

会社や組織のネットワーク設定により、特定のファイルのダウンロードが制限されている場合があります。社内のシステム担当者にお問い合わせください。

問10. ステータスが「生産者・販売店確認待ち」の指示書があるのですが、内容の詳細を見られず、承諾も出来ません。

「生産者・販売店確認待ち」の状態では、販売店は診療所名及び獣医師名、生産者の農場名及び 農場 ID を確認したり、承諾することはできません。生産者が承諾していただくと「販売店確認待 ち」というステータスへ移行しますので、「販売店確認待ち」になるまでお待ちください。

問11. システム上で「帳簿入力」をすることは必須ですか。

システムへの「帳簿入力」は必須ではありませんが、指示書に記載の動物用医薬品のうち要指示 医薬品を販売した場合は、帳簿を記録し、2年間保存する義務がありますので、システムに入力 しない場合は販売店で所有する帳簿に必ず記録してください。

問12. 写しとして指示書を紙で保存したいです。

- ① 画面上部の「指示書」を押し、「指示書一覧・検索」を選択すると指示書の一覧が表示されますので、印刷したい帳簿が登録されている指示書を選択してください。
- ② 指示書が表示されたら、「基本情報」や「処方情報」のタブの右側に「帳簿」のタブがありますので押してください。
- ③ 帳簿の画面が表示されましたら、画面下部に「帳簿出力」ボタンが表示されておりますので、 そちらのボタンを押していただくと PDF 形式で出力されますので、印刷してください。

問13. 「生産者・販売店確認待ち」になっていた指示書が画面から消えたのはなぜですか。 4つの理由が考えられます。

- 1. 獣医師が指示書で販売店への送付方法を「電子」にしていたが、生産者が別の販売店に変更した場合
- 2. 獣医師が指示書で販売店への送付方法を「電子」にしていたが、生産者が紙などに変更した場合
- 3. 獣医師が修正のため指示書を取り下げた場合
- 4. 生産者が指示書を差し戻した場合

問14. システムの操作は薬剤師がやらなくてはいけないか。

法的な規定やシステム上の設定はございませんので、薬剤師の方以外の従業員が主体となって 行うことも可能です。こちらに関しましては販売店様の方針にお任せいたします。

問15. 差し戻しした指示書が表示されなくなりました。履歴を閲覧したいです。

表示されなくなる仕様ですので、獣医師が修正した指示書を作成・送付し、生産者様が承諾する までお待ちください。

問16. 指示書の確認画面で、誤って「承認」してしまった場合の取り消しは可能でしょうか。

取り消しはできません。一度「承諾」ボタンを押下後、再度確認ダイアログの「承諾」ボタンを押下 することで承諾となりますので、よくご確認の上で操作頂くようお願い致します。

問17. 帳簿に登録する数量は指示書通りでなくともよいでしょうか。

生産者様にお伝えした上で同意されているのでしたら帳簿に登録する数量や規格に関しまして は指示書通りでなくても問題はございません。

問18. 販売完了日が未来日で設定できますが、エラー表示などは出ないのですか。

販売完了日が未来日で設定できる仕様になっておりエラーなどは表示されません。医薬品の発送前日に帳簿入力をされたいといった場合にも対応できる仕様としております。販売完了日 = 発送日の会社様もあれば、販売完了日 = 配達完了日の会社様もある可能性があり、日付設定は柔軟性をもたせています。

問19. 帳簿に登録する数量は指示書通りでなくともよいでしょうか。

生産者様にお伝えした上で同意されているのでしたら帳簿に登録する数量や規格に関しましては指示書通りでなくても問題はございません。

問20. 販売完了登録後に、返品を受けた場合は、電子指示書システム内でどのように処理したらよいですか。また、システム内で、返品処理をしないことで、国における販売量集計に差が生じるでしょうか。

申し訳ございませんが、返品処理の機能はシステムにはございませんので、貴社の運用にて処理していただきますようお願いいたします。販売量集計の誤差につきましては、販売完了を取り消していただくことで、販売を取り消した量=返品量になります。

問21. 獣医師により指示書が発行された商品がサンプルとして提供された場合にはどのようなシステム処理をする必要はありますでしょうか。

サンプルとしての提供であっても、要指示医薬品の販売・授与にあたるため、システム上の処理 は通常の販売の際と同様に行ってください。